

高年齢者等職業安定対策基本方針の改正について

1. 趣旨

高年齢者等職業安定対策基本方針（平成 24 年厚生労働省告示第 559 号。以下、「基本方針」という。）の対象期間が平成 29 年度で終了することとなるが、先般、内閣官房に設置された「人生 100 年時代構想会議」において「多様な形の高齢者雇用」がテーマの一つとされている。基本方針の見直しについても、同会議における議論及び追って策定される予定の基本構想を踏まえて行うことが適当であり、当該基本方針の対象期間を平成 30 年度まで延長する。

2. 概要

「はじめに」において規定されている基本方針の対象期間について「平成 29 年度までの 5 年間」から「平成 30 年度までの 6 年間」に改正する。

○厚生労働省令第45号

老健被保者等の適用の依次等と異なる法規（昭和四十七年法律第六十八号）が、長老被保者の規定に該当する場合は、高齢被保者等の適用の依次等と異なる法規（昭和四十四年法律第六十九号）の「給付火事の規定」によるものと読み替へ、同法第五項による適用をうなづき、同法第五項の規定によらざる。

平成川十一年三月二十一日

厚生労働大臣 堀井 義博
(委託書付) 法出題分

名　　叫　　名	名　　叫　　性
はじめに	はじめに
1 (略) 方針の対象期間	1 (略) 方針の対象期間
この基本方針の対象期間は、平成25年 度から平成30年度までの6年間とする。	この基本方針の対象期間は、平成25年 度から平成29年度までの5年間とする。

ただし、この基本方針の内容は平成24年の法改正を前提とするものであることから、高齢者の雇用の状況や、労働力の移動調整に関する制度、雇用保険制度、年金制度、公務員による再任用制度等の運営制度の動向に照らして、必要な場合は改正を行うものとする。

ただし、この基本方針の内容は平成24年の法改正を前提とするものであることから、高齢者の雇用の状況や、労働力の移動調整に関する制度、雇用保険制度、年金制度、公務員による再任用制度等の運営制度の動向に照らして、必要な場合は改正を行うものとする。